

平成27年第1回定例会
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会
提出資料

○ 議案補充説明

I 平成27年度当初予算について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- ・ 議案第17号「平成27年度三重県水道事業会計予算」
- ・ 議案第18号「平成27年度三重県工業用水道事業会計予算」
- ・ 議案第19号「平成27年度三重県電気事業会計予算」

II 平成26年度最終補正予算について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- ・ 議案第85号「平成26年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）」
- ・ 議案第86号「平成26年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）」
- ・ 議案第87号「平成26年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）」

III 「企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例案」について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- ・ 議案第53号「企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例案」

IV 「三重県水道供給条例の一部を改正する条例案」について・・ 14

- ・ 議案第54号「三重県水道供給条例の一部を改正する条例案」

平成27年3月10日

企業庁

Ⅰ 平成27年度当初予算について

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

企業庁は、水と電気の「安全・安心・安定」供給を基本方針とし、平成19年度に策定した「長期経営ビジョン」(平成19～28年度)に掲げる経営目標の実現に向け、ISO9001品質マネジメントシステムを活用した事業運営を行っています。

平成27年度においては、耐震化・老朽劣化対策を図るため、計画的な施設改良を進めながら、安全・安定供給の継続に努めます。

また、平成27年4月1日に水力発電所の民間譲渡が完了することから、RDF焼却・発電事業を主体とする「電気事業」を継続するとともに、水力発電事業に係るPCB廃棄物の保管・処理業務等の残務整理を行います。

なお、これらの事業の実施に加え、財務基盤の強化を進めるため、新規企業債の発行抑制に努め、金利負担の軽減を図ります。

2 主な重点項目

(1) 計画的な施設改良の推進

予算額 6,787,755千円

将来にわたり水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現するためには、管路や浄水場などの施設を効率的に整備し、適切に維持・更新していくことが不可欠です。このため、施設の耐震化を重点的に進めるとともに、老朽劣化対策として電気・計装・機械設備の更新等を実施していきます。

① 耐震化

予算額 2,248,989千円

浄水場等の主要施設や水管橋の耐震補強を行い、大規模地震等による被害の軽減を図ります。

- ・ 沢地浄水場耐震補強工事
- ・ 野代導水ポンプ所耐震補強工事 他

② 老朽劣化対策

予算額 2,787,343千円

管路や設備機器を中心に、効率的に改修や取替等を行い、漏水や故障等による給水障害の未然防止を図ります。

- ・ 高野浄水場中央監視制御設備改良工事
- ・ 野代導水ポンプ所電気計装設備改良工事 他

③ その他(配水運用の強化等)

予算額 1,751,423千円

新規ユーザー向けの配水管布設工事等の管路整備や配水運用の強化などを図ります。

- ・ 内径250耗配水管布設工事(雲出長常～雲出伊倉津) 他

(2) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

予算額 2,158,911 千円

平成27年4月1日に民間譲渡が完了する水力発電事業の残務整理や技術管理業務の包括的な民間委託などの取組を行います。

① 水力発電事業の民間譲渡（残務整理） 予算額 1,868,863 千円

平成27年4月1日に水力発電所の民間譲渡が完了することから、RDF焼却・発電事業を主体とする「電気事業」を継続するとともに、水力発電事業に係るPCB廃棄物の保管・処理業務等の残務整理を行います。

- ・微量PCB廃電気機器等処分業務委託
- ・企業債償還 他

② 技術管理業務の包括的な民間委託 予算額 290,048 千円

工業用水道の浄水場等（北勢水道事務所管内）における技術管理業務の包括的な民間委託について、受託者との緊密な連携のもと適切に指導・監督を行い、安全・安定供給の継続に努めます。

- ・統括運転管理及び浄水場等管理業務委託

3 水道事業会計【議案第17号関係】

(1) 予算額

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	増減	備考(主な増減理由)
収益的収入	11,710,220	9,631,682	△2,078,538	
営業収益	10,131,822	8,684,457	△1,447,365	料金改定等に伴う給水収益の減
営業外収益	1,010,739	947,225	△63,514	受託工事収益の減
特別利益	567,659	—	△567,659	過年度退職給付引当金戻入の減
収益的支出	9,524,074	9,469,466	△54,608	
営業費用	8,291,039	8,532,764	241,725	委託料の増
営業外費用	1,172,989	934,702	△238,287	受託工事費の減
特別損失	58,046	—	△58,046	過年度賞与引当金繰入額の減
予備費	2,000	2,000	—	
収益的収支差	2,186,146	162,216	△2,023,930	
純利益	1,947,901	33,028	△1,914,873	
資本的収入	1,935,583	1,493,897	△441,686	
企業債	210,400	—	△210,400	水源費特別対策支援債の減
出資金	1,183,125	1,062,393	△120,732	出資対象企業債の減
負担金	522,963	—	△522,963	南勢水道拡張事業負担金の減
雑収入	19,095	431,504	412,409	工事受託金の増
資本的支出	6,665,930	6,377,605	△288,325	
建設改良費	2,704,386	2,744,648	40,262	中勢水道改良費の増
償還金	3,961,544	3,632,957	△328,587	水資源機構割賦負担金完済による減
資本的収支差	△4,730,347	△4,883,708	△153,361	

(2) 主な重点項目

- ① 計画的な施設改良の推進 予算額 2,683,738千円
- ア 耐震化 123,347千円
- ・ 櫛田川水管橋耐震補強工事 他
- イ 老朽劣化対策 1,664,416千円
- ・ 高野浄水場中央監視制御設備改良工事
- ・ 菰野導水ポンプ所ポンプ設備改良工事 他
- ウ その他 895,975千円
- ・ 雲出川水管橋伸縮管取替工事
- ・ 内径800耗制水弁設置工事(相可) 他
- ② 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善 予算額 96,403千円
- ・ 統括運転管理業務委託

4 工業用水道事業会計【議案第18号関係】

(1) 予算額

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	増減	備考(主な増減理由)
収益的収入	6,468,772	6,090,734	△378,038	
営業収益	6,005,408	5,618,591	△386,817	多度工水休止等に伴う給水収益等の減
営業外収益	463,364	472,143	8,779	長期前受金戻入の増
収益的支出	6,207,407	5,880,605	△326,802	
営業費用	5,722,820	5,509,575	△213,245	減価償却費の減
営業外費用	405,419	369,030	△36,389	支払利息の減
特別損失	77,168	-	△77,168	過年度退職給付及び過年度賞与引当金繰入額の減
予備費	2,000	2,000	-	
収益的収支差	261,365	210,129	△51,236	
純利益	66,248	34,034	△32,214	
資本的収入	1,973,688	1,470,423	△503,265	
企業債	680,200	-	△680,200	水源費特別対策支援債の減
補助金	104,700	270,000	165,300	国庫補助金の増
出資金	1,171,940	1,191,999	20,059	出資対象企業債等の増
雑収入	16,848	8,424	△8,424	工事受託金の減
資本的支出	6,421,462	6,498,145	76,683	
建設改良費	3,726,809	4,335,648	608,839	北伊勢工業用水道改良費の増
償還金	2,694,653	2,162,497	△532,156	水資源機構割賦負担金完済による減
資本的収支差	△4,447,774	△5,027,722	△579,948	

(2) 主な重点項目

- ① 計画的な施設改良の推進 予算額 4,104,017 千円
- ア 耐震化 2,125,642 千円
- ・ 沢地浄水場耐震補強工事
- ・ 野代導水ポンプ所耐震補強工事 他
- イ 老朽劣化対策 1,122,927 千円
- ・ 野代導水ポンプ所電気計装設備改良工事
- ・ 内径 1000 耗制水弁取替工事 (二期後期・東日野) 他
- ウ その他 855,448 千円
- ・ 内径 250 耗配水管布設工事 (雲出長常～雲出伊倉津)
- ・ 内径 300 耗配水管布設工事 (一期・天カ須賀) 他
- ② 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善
(技術管理業務の包括的な民間委託) 予算額 193,645 千円
- ・ 統括運転管理及び浄水場等管理業務委託

5 電気事業会計【議案第19号関係】

(1) 予算額

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	増減	備考(主な増減理由)
収益的収入	3,087,909	1,970,624	△1,117,285	
営業収益	2,697,605	1,229,877	△1,467,728	水力発電所譲渡に伴う電力料収入の減
営業外収益	390,304	336,727	△53,577	長期前受金戻入の減
特別利益	—	404,020	404,020	退職給付引当金戻入の増
収益的支出	4,420,276	2,454,774	△1,965,502	
営業費用	3,171,550	1,819,805	△1,351,745	水力発電所譲渡に伴う営業費用の減
営業外費用	327,722	566,379	238,657	消費税納税額の増
特別損失	919,004	66,590	△852,414	過年度退職給付引当金繰入額の減
予備費	2,000	2,000	—	
収益的収支差	△1,332,367	△484,150	848,217	
純利益	△1,124,198	66,739	1,190,937	RDF 54,173千円、水力残務整理 12,566千円
資本的収入	2,803,776	7,364,095	4,560,319	
固定資産売却代金	2,803,776	7,364,095	4,560,319	5 水力発電所譲渡による増
資本的支出	1,176,106	1,855,870	679,764	
建設改良費	145,264	1,335	△143,929	水力発電所譲渡に伴う建設改良費の減
償還金	1,030,842	1,454,550	423,708	国庫補助金返還金の増
他会計貸付金	—	399,985	399,985	貸付金の増
資本的収支差	1,627,670	5,508,225	3,880,555	

(注) 平成26年度当初予算額の「営業収益」、「営業費用」には、附帯事業(RDF焼却・発電事業)の「附帯事業収益」、「附帯事業費用」がそれぞれ含まれています。

(2) 主な重点項目

- ① 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善
 (水力発電事業の民間譲渡(残務整理)) 予算額 1,868,863千円
- ・微量PCB廃電気機器等処分業務委託
 - ・企業債償還 他

II 平成26年度最終補正予算について

1 水道事業会計【議案第85号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的収支	収入	11,724,099	△65,590	11,658,509	給水収益	△ 82,235
					その他営業収益	221
					受取利息	5,249
					他会計補助金	△ 50
					長期前受金戻入	11,425
					雑収益	△ 200
	支出	9,553,073	△94,724	9,458,349	原水及び浄水費	△ 210,814
					配水費	△ 74,241
					業務費	△ 2,598
					総係費	△ 8,116
減価償却費					7,922	
資産減耗費					41,461	
支払利息及び企業債取扱諸費					56	
消費税及び地方消費税	150,725					
雑支出	881					
収益的収支差	2,171,026	29,134	2,200,160			
純利益(税抜き)	1,931,091	177,800	2,108,891			
資本的収支	収入	1,902,690	△50,101	1,852,589	工事負担金	△ 31,455
					工事受託金	△ 18,646
	支出	6,395,790	△409,110	5,986,680	業務設備及び改良費	△ 66,718
					北勢水道改良費	△ 236,892
					中勢水道改良費	△ 38,250
					南勢水道改良費	△ 35,795
南勢水道拡張費	△ 31,455					
資本的収支差	△4,493,100	359,009	△4,134,091			

○継続費の変更

南勢水道拡張事業

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	計
変更前	12,976	116,224	72,447	519,378	721,025
変更後	12,976	116,224	72,447	450,009	651,656

【収益的収支】

(収 入)

収入についての補正は65,590千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 給水収益 △82,235千円
北中勢水道用水供給事業（木曾川用水系・雲出川水系）の使用水量の減
- 長期前受金戻入 11,425千円
除却資産等が増加したことによる増

(支 出)

支出についての補正は94,724千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 原水及び浄水費 △210,814千円
計画変更に伴う修繕費の減
- 消費税及び地方消費税 150,725千円
納税見込額の再計算による増

(純利益)

純利益については、収益的収入及び支出の補正により、既決予算に比べ177,800千円増の2,108,891千円となる見込みです。

【資本的収支】

(収 入)

収入についての補正は50,101千円の減額となり、内容は以下のとおりです。

- 工事負担金 △31,455千円
南勢水道拡張事業に係る多気町及び大台町からの工事負担金の減
- 工事受託金 △18,646千円
中日本高速道路（株）などからの工事受託金の減

(支 出)

支出についての補正は409,110千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 業務設備及び改良費 △66,718千円
契約額の確定による減
- 北勢水道改良費 △236,892千円
契約額の確定による減

2 工業用水道事業会計【議案第86号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目
収益的収支	収入	13,807,470	18,036	13,825,506	給水収益 △ 3,511
					その他営業収益 776
					受取利息 1,436
					他会計補助金 30
					長期前受金戻入 18,908
	支出	13,555,536	△199,951	13,355,585	雑収益 397
					原水及び浄水費 △ 85,776
					配水費 △ 77,330
					業務費 △ 2,109
					総係費 43
減価償却費 19,627					
資産減耗費 △ 54,105					
支払利息及び企業債取扱諸費 △ 411					
雑支出 110					
収益的収支差	251,934	217,987	469,921		
純利益(税抜き)	67,153	200,914	268,067		
資本的収支	収入	1,941,873	△674	1,941,199	工事受託金 △ 674
	支出	6,276,932	△275,304	6,001,628	業務設備及び改良費 △ 258,485
					北伊勢工業用水道改良費 △ 5,336
資本的収支差	△4,335,059	274,630	△4,060,429		

【収益的収支】

(収 入)

収入についての補正は18,036千円の増額となり、主な内容は以下のとおりです。

○給水収益	△3,511千円
北伊勢工業用水道事業の使用水量の減	
○長期前受金戻入	18,908千円
除却資産等が増加したことによる増	

(支 出)

支出についての補正は199,951千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○原水及び浄水費	△85,776千円
計画変更に伴う修繕費の減	
○配水費	△77,330千円
計画変更に伴う修繕費の減	

(純利益)

純利益については、収益的収入及び支出の補正により、既決予算に比べ200,914千円増の268,067千円となる見込みです。

【資本的収支】

(収 入)

収入についての補正は674千円の減額となり、内容は以下のとおりです。

○工事受託金	△674千円
津市からの工事受託金の減	

(支 出)

支出についての補正は275,304千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○業務設備及び改良費	△258,485千円
事業計画の変更等による減	
○中伊勢工業用水道改良費	△11,483千円
事業計画の変更等による減	

3 電気事業会計【議案第87号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的収支	収入	3,456,240	49,960	3,506,200	電力料(水力発電事業)	3,778
					電力料(RDF焼却・発電事業)	60,265
					その他附帯事業収益	2,333
					受取利息	2,510
					長期前受金戻入	△19,212
					雑収益	286
	支出	4,357,037	△164,935	4,192,102	宮川第三水力発電費	△10,280
					長水力発電費	△5,137
					三瀬谷水力発電費	△47,048
					大和谷水力発電費	△11,875
					青田水力発電費	△13,525
					一般管理費	△20,613
					RDF発電費	△51,449
					支払利息及び企業債取扱諸費	△783
消費税及び地方消費税	15,000					
固定資産売却損	△19,225					
収益的収支差	△900,797	214,895	△685,902			
純損益 (税抜き)	△709,719	217,195	△492,524			
	うち水力 △981,039	うち水力 115,617	うち水力 △865,422			
	うちRDF 271,320	うちRDF 101,578	うちRDF 372,898			
資本的収支	収入	2,803,776	-	2,803,776		
	支出	1,171,277	-	1,171,277		
	資本的収支差	1,632,499	-	1,632,499		

【収益的収支】

(収 入)

収入についての補正は49,960千円の増額となり、主な内容は以下のとおりです。

- | | |
|--|-----------|
| ○電力料（水力発電事業） | 3,778千円 |
| 発電が無効となる放流量が減少し、電力料収入に係る控除額が減少したことなどによる増 | |
| ○電力料（RDF焼却・発電事業） | 60,265千円 |
| RDF処理量の増 | |
| ○長期前受金戻入 | △19,212千円 |
| 売却資産の帳簿価額確定による減 | |

(支 出)

支出についての補正は164,935千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ○三瀬谷水力発電費 | △47,048千円 |
| 契約額の確定による委託料の減 | |
| ○RDF発電費 | △51,449千円 |
| 外部処理量の減による補償費の減 | |
| ○固定資産売却損 | △19,225千円 |
| 売却資産の帳簿価額確定による減 | |

(純損益)

純損益については、収益的収入及び支出の補正により、既決予算に比べ217,195千円収支が改善し、492,524千円の純損失となる見込みです。

なお、事業別の内訳は水力発電事業で865,422千円の純損失、RDF焼却・発電事業で372,898千円の純利益となる見込みです。

Ⅲ 「企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」について

【議案第53号関係】

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与制度の総合的見直しに関する勧告等に鑑み、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を下記のとおり改正します。

2 改正内容

(1) 管理職員特別勤務手当

管理職員が、災害への対処等その他の臨時または緊急の必要により平日の深夜に勤務した場合を支給要件に加えます。(現行では、週休日または祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に限り、支給要件としています。)

(2) 勤勉手当

管理職員以外の勤勉手当の算定に人事評価結果を反映するよう、規定の整備を行います。

(3) 単身赴任手当

再任用職員に対して単身赴任手当を支給できるようにします。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

【参考】

〔新旧対照表〕

改正案	現行
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十条の二 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条の手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第十六条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、管理者が別に定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して、基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても同様とする。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第二十四条 第四条、第四条の三、第十一条、第十三条及び第十七条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十条の二 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第十六条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して、基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても同様とする。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第二十四条 第四条、第四条の三、<u>第五条の二</u>、第十一条、第十三条及び第十七条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>

Ⅳ 「三重県水道供給条例の一部を改正する条例案」について

【議案第54号関係】

1 改正理由

水道事業の円滑な維持運営を図るため、基本料金の料率を改定する必要があることから、三重県水道供給条例の一部を下記のとおり改正します。

2 改正内容

(単位:円/m³・月)

施設名		基本料金の料率		備考	
		現行	改定		
北中勢水道	北勢系	木曾川水系	670	700	
		三重水系	2,930	1,710	
		長良川水系 (亀山市の区域以外の区域)	2,560	2,300	
		長良川水系 (亀山市の区域)	2,750	2,490	
	中勢系	雲出川水系	1,000	980	平成22年度から雲出川水系と長良川水系の料金を統一
		長良川水系			
南勢志摩水道		1,070	780		

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

【参考】

1 改正による給水収益の増減

今回の料金改定により、平成26年度当初予算との比較で、年間約14億4千7百万円(△14.3%)の給水収益の減額となる見込みです。

2 料金の算定期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

【参考】

〔新旧対照表〕

改正案				現行							
別表（第五条関係）				別表（第五条関係）							
施設名		料率	基本料金の料率	使用料金の料率	超過料金の料率	施設名		料率	基本料金の料率	使用料金の料率	超過料金の料率
			（基本水量一立方メートルにつき）	（使用水量一立方メートルにつき）	（超過水量一立方メートルにつき）				（基本水量一立方メートルにつき）	（使用水量一立方メートルにつき）	（超過水量一立方メートルにつき）
北中勢水道	中勢	雲出川水系	九八〇円	三九円	一八〇円	中勢	雲出川水系	一、〇〇	三九円	一八〇円	
		長良川水系					〇円				
	北勢	木曾川用水系	七〇〇円	三九円	一八〇円	北勢	木曾川用水系	六七〇円	三九円	一八〇円	
		三重用水系	一、七一〇円	三九円	一八〇円		三重用水系	二、九三〇円	三九円	一八〇円	
		長良川水系（亀山市の区域以外の区域に係るもの）	二、三〇〇円	三九円	一八〇円		長良川水系（亀山市の区域以外の区域に係るもの）	二、五六〇円	三九円	一八〇円	
		長良川水系（亀山市の区域に係るもの）	二、四九〇円	三九円	一八〇円		長良川水系（亀山市の区域に係るもの）	二、七五〇円	三九円	一八〇円	
	南勢志摩水道		七八〇円	三九円	一八〇円	南勢志摩水道		二、〇七〇円	三九円	一八〇円	